

令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ (経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠) 所要額調査Q&A(未定稿)

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
1	交付要件	事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始とは、具体的にいつか。	令和6年度補正予算世代交代円滑化タイプ及び令和7年度当初予算経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠においては、令和4年4月から農業経営を開始した者を対象とします。 なお、法人として申請を行う場合は、令和4年4月以降に農業経営を開始した法人に限ります(必ずしも法人の設立日とする必要はありません)。	
2	交付要件	令和3年度以前から、親の経営に従事していても、自身が経営主となっていないければ、対象となるか。	経営の主宰権を有していなかったのであれば(親の経営に従事していた、雇用就農していた等)、対象となります。 ただし、親子で家族経営協定を締結して共同申請によって経営改善計画の認定を受けていた場合は、子が共同経営者として経営を開始した時点をもって対象となるかを判断してください。	
3	交付要件	令和4年4月以降に農業経営を開始した者が、令和4年4月より前に農業経営を開始している法人の役員に就任する場合、事業を活用可能か。	活用できません。法人として申請を行う場合は、令和4年4月以降に農業経営を開始した法人に限ります(必ずしも法人の設立日とする必要はありません)	
4	交付要件	第5のⅠの1の(5) 「地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等」について、事業のどの時点で位置づけられている必要があるか。	原則として、事業実施年度中(事業実施時点で経営を開始していない場合は事業実施年度の翌年度まで)に目標地図への位置付けを完了する必要があります。	
5	交付要件	地域計画に位置づけられることが確実と見込まれるという判断で地域計画が策定される前に事業開始することは可能か。 (別紙様式第1号-1に申請時添付資料に地域計画の写しの記載がありますが、事業実施年度中に策定されれば申請は可能か)	策定前であっても事業実施は可能です。ただし、交付対象者が地域計画にどのように位置づけられるのか、事業要件を満たしているか等を申請時に確認できるよう、地域計画の素案を提出する等を行ってください。また、申請書に策定期間を明記させる等により時期を把握し、地域計画策定後、速やかに提出するようにしてください。	
6	交付要件	現時点で将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画となっていないくても、事業実施年度に地域計画の見直しを行い、当該要件を満たす場合は対象となるか。	事業実施年度内に、将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に見直されれば、対象となります。ただし、どちらに該当するかで成果目標の設定方法が異なりますので、ご注意ください。	
7	交付要件	地域計画について、複数の地域計画に位置づけられている場合、全ての地域計画が将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画である必要はあるのか。	いずれか1つの地域計画が将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であれば対象となります。 なお、成果目標については、当該交付対象者の経営全体が対象となります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
8	交付要件	第5のⅠの4(2)イ 事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っているとは、どのように考えるのか。 例えば、同じJA生産部会の規模や、地域計画における同品目の規模などで良いか。	地域計画に位置付けられた者における当該品目の平均規模を想定しています。 地域計画による算定が困難な場合は、例えば、JA生産部会のうち地域計画に位置づけられている者の経営規模等を活用することも可能です。	
9	交付要件	農業経営を継承(親元就農や第三者継承)せずに独立・自営就農する場合でも、事業を活用できるか。	令和4年4月以降に農業経営を開始した者であれば、活用可能です。	
10	交付要件	親子で認定農業者となる場合も対象となるか。	本事業は、独立・自営就農する50歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人を対象としており、親子で認定農業者となっている場合、独立・自営就農とは言えないため、対象とはなりません。 ただし、家族経営を法人化して子を役員に位置付ける場合等は、対象となり得ます。	
11	交付要件	経営開始資金と併用することはできるか。	経営開始資金との併用はできません。 そのため、調査段階において申請者と十分協議してから、要望を提出してください。	
12	交付要件	青色申告はいつ行う必要があるのか。既に青色申告を行っていないといけないのか。	事業実施年度中(研修中の場合は、経営開始年度中)に行ってください。	
13	交付要件	前年の世帯所得が600万円以上である者も対象となるか。	対象となります。当事業に所得要件はありません。	
14	助成対象	どのような機械・施設等が支援の対象になるのか。	本事業では、農業生産、出荷調整、農産物加工に使用する機械・施設等が対象になります。 農業生産、出荷調整、農産物加工に直接使用しないもの(例:直売所や農家レストラン、観光農園のみに使用するもの)、汎用性が高いものは対象にはなりません。	
15	助成対象	第5のⅠの2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組 耐用年数を超えた機械・施設の修繕も対象で良いか。	2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組については耐用年数の制限はありません。 ただし、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告する必要があります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
16	助成 対象	第5のⅠの2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組 事業実施年度より前に(継承元から)交付対象者へ移譲済の機械を、修繕する場合、事業対象になるか。	移譲済みの機械であっても支援の対象となります。 移譲と修繕を同時で実施する必要はありません。 なお、機械等を移譲する前に共同申請により修繕等を行う場合は、就農・経営継承計画等の内容に基づき、取組を実施するとともに、原則として目標年度までの間に交付対象者に譲渡する必要があります。(第5のⅠの6)	
17	助成 対象	第5のⅠの2 (1)経営資産の有効利用に向けた取組の修繕と2の(3)経営発展に向けた取組の 改良はどのように区別したらよいか。	既存機械等の機能や資産価値が上がる場合は改良とみなして、2の(3)経営発展に向けた取組により申請ください。 改良に該当しない場合(単純更新等)は、2の(1)経営資産の有効利用に向けた取組により申請ください。	
18	助成 対象	第5の7の(4) 25万円以上とは、消費税込みの金額か、或いは、消費税を除いた金額か。	消費税込みの金額です。 また、消費税は補助対象となりますが、実績報告書の提出時点において、課税仕入れに係る消費税額の控除の有無が判明していない場合には、実績報告書の提出後に、消費税仕入れ控除税の額報告を行い、消費税相当額のうち国庫補助金額に相当する額を返還する必要があります。	
19	助成 対象	第5の7の(4) 所要額調査時点では25万円以上であったが、入札により25万円以下となった場合は助成対象とならないのか。	対象とはなりません。このため、事業費が25万円以上であることが確実と見込まれるものを対象として事業を計画してください。	
20	助成 対象	農地の購入・賃借に係る費用は対象となるか。	農地については、取得費用も賃借料も対象外です。	
21	助成 対象	機械・施設の規模決定が適切か判断する必要はあるか。	取組主体は、交付対象者から成果目標に向けて妥当な規模の機械・施設の導入等であることを説明する資料の提示を受け、助成対象とすべきかどうか総合的に判断してください。	
22	助成 対象	翌年度に使うための機械・施設等については、本年度の助成対象となるか。	整備した当該年度に利用する農業用機械・施設を整備することが基本ですが、計画策定の時期との関係から、本年度に導入しないと次年度の春作業に間に合わない等、やむを得ない事情がある場合は助成対象となります。	
23	助成 対象	第5のⅠの2の(2)円滑な経営移譲に向けた取組 法人化に伴う登録免許税は対象になるか。	対象になります。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
24	助成 対象	第5のⅠの2の(2)円滑な経営移譲に向けた取組 専門家の活用について、専門家の条件等はあるか。	専門家の条件・資格等は問いませんが、事業計画の審査に当たっては、経営移譲に係る知見を有する者であることを交付主体において確認ください。また、円滑な経営移譲に関する内容のみが助成対象となりますので、ご注意ください(通常の農業経営に係るコンサル料等は対象になりません)。	
25	補助 上限	第5のⅠの3の(2) 事業費が補助対象事業費上限を超える場合(例:事業費3,000万円)でも事業を実施可能か。	活用可能です(国費補助上限額は600万円です)。	
26	補助 上限	夫婦または複数青年による法人設立による共同経営で農業経営を開始する場合、 国費補助上限は引き上がるのか。	国費補助上限(600万円)に変更はありません。	
27	補助 上限	2の(1)経営資源の有効利用に向けた取組及び(2)円滑な経営移譲に向けた取組については、県又は市町村が1/3以上の支援を実施した場合はポイント加算されますが、県と市町村が1/3を超えて支援することも可能か。	可能です。	
28	共同 申請	実施要綱第5のⅠの7(1)について 「事業実施時点で経営を開始していない場合」の事業実施時点とはどの時点を指すか。 (要望時か、計画申請時か、交付申請時か、その他の時点か)	事業実施年度(令和7年度)の時点で営農を開始していない場合です。	
29	共同 申請	共同申請は、研修生でないとできないのか。	研修中の者に限らず、親の下で農業に従事している者など、事業実施年度の翌年度までに 経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能です。	
30	共同 申請	共同申請を行った場合、共同申請者(経営移譲者)の経営を全て継承する(リタイアする)必要があるのか。	その必要はありません。また、必ずしも経営規模を縮小させる必要もありません。	
31	共同 申請	共同申請者(経営移譲者)について、何か要件(認定農業者など)はあるか。	共同申請者の要件はありません。また、実際に経営を移譲する者に限らず、地域サポート計画に位置付けられた関係機関(JA、市町村等)との共同申請も可能です。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
32	ポイント	ポイント項目に係る取組はいつまでに実施する必要があるのか。	ポイント項目のうちNo.1～3、No.5①、No.6～9については事業実施年度内、No.4及びNo.5②は目標年度までに要件を満たす必要があります。	
33	ポイント	所要額調査回答後にポイントが変更になった場合はどうなるのか。	ポイントが上がった場合でも、所要額調査時のポイントで判断します。また、ポイントが下がるという事例は認められませんので、所要額調査段階で確実なものについてポイント付けをしてください。 ただし、ポイント項目のうちサポート体制の②(都道府県又は市町村による支援)については、都道府県又は市町村の支援措置の内容(可否)が本調査時点で確定していなくても、支援が措置される可能性があれば、見込みでポイント付けすることを可とします。 なお、当該ポイントが見込みである場合、都道府県又は市町村の支援措置いかんによって、採択ラインを下回る可能性がある者については、仮採択という扱いとし、支援措置の内容(ポイント)が確定するまで、事業着手はできないこととします。	
34	ポイント	研修項目について「①作目を含む」と「②作目について」の違いは何か。	①作目を含む: 研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む作目が研修内容に含まれている ②作目について: 研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けている	
35	ポイント	研修項目について認定を受けた研修機関等でない場合や雇用就農・親元就農の場合は加点対象となるのか。	認定を受けた研修機関等で研修を受けていることが望ましいですが、認定を受けていなくても、農業経営を開始するにあたって適切な研修を受けていると判断される場合は、ポイントの対象となります。 また、農業法人等での雇用、親元就農についても研修と同様と判断される場合には対象となります。 上記の場合は、研修内容や契約内容、聞き取りなどで確認し、該当と判断した理由を整理し求められた際提示できるように事業実施で保管してください。	
36	ポイント	研修項目について農業法人での雇用や親元での農業従事を通じて研修した者について、概ね1年以上(1,200時間以上)であることや、販売流通マーケティングの知識などに関する研修を受けた履歴を確認する書類がない場合、研修先への聞き取りや青年等就農計画に記載された内容で確認して判断してよいのか。	聞き取りなどで確認した場合は、該当と判断した理由を整理し求められた際提示できるように事業実施主体で保管してください。	
37	ポイント	研修項目について所要額調査時点では研修中の場合、ポイント付与できるのか。	研修中の場合であっても、条件を満たす研修を行っている場合はポイント加算の対象となります。 なお、ポイント加算の際は、研修を途中で中止するなどポイントの変更が生じないよう留意してください。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
38	ポイント	研修項目の②について 複数品目(例えばトマト、ハクサイ)で就農する場合、両方の品目について②の条件を満たさなければポイント付与できないのか。	両方の品目ではなく、(トマト、ハクサイの)どちらかの品目について②の条件を満たせばポイント加算の対象となります。	
39	ポイント	研修項目の③について 農大や県が認定する研修機関においても、販売や経営研修を実施しているが、どの程度の水準であればポイントを付与してよいか。	履修されていれば、研修を受けたとしてポイント加算の対象となります。	
40	ポイント	研修項目の③について ①の研修を受けた者が③の研修を受けた場合はポイント付与してよいか。	ポイント加算の対象とはなりません。 ②の自らが取り組もうとする作物について研修を概ね1年以上受けている者が、③の研修を受けた場合のみポイント加算の対象となります。 ①+③ → 1ポイント ②+③ → 3ポイント ③のみ → ポイントなし	
41	ポイント	サポート体制項目の①-1について 地域サポート計画の策定等の加点をする際の判断する時点はいつか。	今回の所要額調査の提出期限までに策定されていることが必要です。 また、策定後すみやかに、「農業をはじめの.JP」へ掲載をお願いします。	
42	ポイント	サポート体制項目の①-2について 普及指導センターが作成する普及指導活動対象者一覧等に掲載されている者が対象となるのか、もしくは普及指導センターが毎年策定する「普及指導活動」において重点指導者と位置付けられている者が対象となるのか。	交付対象者の事業計画を承認するまでに、普及指導センターが作成する普及指導活動対象者一覧等に掲載されている者でかまいません。 また、必ずしも個人名で対象となっている必要はなく、「新規就農者」として広く指導活動の対象となっている場合でも対象となります。	
43	ポイント	サポート体制項目の①-3について 「①-2の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている」は①-2に加えて①-1の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている必要があるのか。	①-2に加えて①-1の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている場合に①-3を満たすこととなります。	
44	ポイント	GAP認証等の取得について GAP認証等に、都道府県認証が含まれるか。	農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格する見込みの場合は、現時点ではポイントの対象としてください。(ただし、今後の要綱等の調整の結果、対象とならない可能性もあるためご注意ください。) (参考)国際水準GAPの推進について https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
45	ポイント	経営の発展項目について 10ポイント以上、20ポイント以上・・・と記載されている「ポイント」とは、どのような考え方か。	例えば、成果目標が、目標年度の経営規模が事業実施年度の経営規模の120%以上である場合、目標年度の経営規模が事業実施年度の150%となれば、+30ポイント(150%－120%)となり、付与されるポイントは3ポイントとなります。	
46	ポイント	経営の発展項目について 成果目標で定める「基準」とは何を示すのか。現状値で良いのか、又は要綱第5のIの4の(2)で示された水準を示すのか。	第5のIの4の(2)のイの規定で該当する経営規模の増加率(120%又は110%)です。	
47	ポイント	家族経営協定について 一人で農業経営する場合はどのように定めるべきか。	家族経営協定を参考に作成してください。	
48	ポイント	農業版事業継続計画(BCP)について 具体的な取組内容を示していただきたい。	農業版事業継続計画(BCP)については、農林水産省のホームページに掲載されているので、参考してください。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html	
49	ポイント	データを活用した農業について データを活用した農業の定義は何か。	データを活用した農業とは、 ①気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用。 ②経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用。 ③センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用。 (2020年農林業センサス参照)	
50	ポイント	データを活用した農業について 環境制御装置のようなスマート機器を活用した場合にのみポイントを付与できるのか。あるいは、温湿度・かん水量・収量等を記録し、自分でデータ化したものを営農に生かす等、アナログ管理の場合でもポイントを付与できるのか。	スマート機器を活用した場合に限らず、本人が記録したデータを営農に生かす場合もポイント加算の対象となります。	
51	見積もり	見積書提出済の場合は「○」を記入とあるが、「×」つまり見積書なしでもエントリーは可能か。	所要額調査段階で見積書が提出されていることを確認してください。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
(経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠)
所要額調査Q&A(未定稿)**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
52	見積 もり	所要額調査段階での見積もりについて、3社以上必要か。	執行残を抑制する観点から2社以上が望ましいですが、所要額調査では、最低1社から見積もりを取得してください。実際の執行段階(交付決定(交付決定前着手届)後の契約に当たって、見積もり合わせにより業者選定する場合には、複数社(3社以上が望ましい)の見積書を取得してください。	
53	融資	(1)経営資産の有効利用に向けた取組、(2)円滑な経営移譲に向けた取組について、金融機関から融資を受ける必要はあるか。	(1)経営資産の有効利用に向けた取組、(2)円滑な経営移譲に向けた取組については、金融機関からの融資は必須ではありません。 (3)経営発展に向けた取組については、経営発展支援事業に準じた下記のとおり。 ・融資額は、原則、総事業費(補助対象上限額を上回る場合、上限額)から助成額(国費、県費以外に市町村等が負担する場合は、当該助成額を含む)を差し引いて算出した額とします。ただし、算出した額が100千円以上の場合は、100千円未満(算出した額が100千円未満の場合は、算出した額の2割未満)の額については、融資によらず自己資金とすることができます。	
54	融資	本事業に係る融資について、青年等就農資金を活用することは可能か。	可能です。 認定農業者の場合はスーパーL資金を活用することも可能です。	
55	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 所要額調査時点で、すでに融資を受けている必要があるか。または受けることが確約できるならばよいという前提であれば、どのように確約を取ればよいか。	所要額調査時点で、金融機関から融資を受けている必要はありません。また、確約については、本人が事前に融資の相談を金融機関に行い、融資が可能か否か確認をもって判断してください。	
56	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 金融機関から融資を受けることが要件となっているが、いつまでに貸付決定、融資実行を受けている必要があるのか。	予め融資に向けた金融機関との協議は進めた上で、交付決定後に貸付決定してください(既に貸付決定を受けている場合は、この限りではありませんが、既に着手等している整備等については対象となりません)。なお、本事業の完了に当たっては、融資額が確定し、助成金額を確定する必要があるため、融資実行は事業完了日までに行われる必要があります。	
57	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 自己負担分について金融機関の貸付額が千円単位等であり、端数が出た場合は自己資金でよいか。	金融機関の規定で切り捨てられた端数については、自己資金で負担可能とします。ただし、当該金融機関の最低融資額等について規定された文書を提出し、自己資金で負担した額が融資額の端数であることを市町村が確認してください。	
58	融資	第5のⅠの2の(3)の経営発展に向けた取組 農地利用効率化等支援交付金は対象となる金融機関について定めがあるが、本事業は定めはないという認識でよいか。	定めはありません。 融資を要件としている目的は、金融機関の審査を受けた適切な計画とするためですので、ご留意願います。	

令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ (経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠) 所要額調査Q&A(未定稿)

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
59	その他	世代交代円滑化タイプ(経営発展支援事業地域計画早期実現支援枠)と経営発展支援事業(初期投資促進事業)の違いはなにか。	経営発展支援事業との違いとしては、 ・国費補助上限額が500万→600万に引き上げられている (地方負担を前提とすれば、国・地方を合わせた補助額は最大900万～1,200万円となる) ・機械・施設等の修繕・移設・撤去や、経営継承に向けた専門家活用、法人化等の取組が支援対象に追加 ・支援対象期間が拡大(令和4年4月以降に経営を開始した者又は法人) ・研修生など経営開始前の者も共同申請により事業を活用可能 ・経営継承する場合の農業経営への従事年数の制限がない (経営発展支援事業は継承する経営に従事後5年以内) ・親子で共同経営する法人や農外企業など、認定新規就農者の認定を受けにくい経営体も対象になり得る等が挙げられます。	
60	その他	いつから事業に着手することができるのか。	事業実施主体から交付決定の通知を受ければ、事業に着手できます。なお、市町村交付規則等に交付決定前着手の規定がある場合は、交付決定前であっても事業に着手することができます。	
61	その他	資材不足等の影響による納期遅れにより、年度内に事業が完了しない場合はどうなるか。	繰越しができる仕組みとしていますが、事業が完了しなかった理由による(財務省との協議による)ところとなりますので、期間内に完了いただくようお願いします。 ※補正予算の場合は事故繰越になるため、原則、繰越不可です。	
62	その他	助成金の支払いは、事業が完了した後、交付対象者から領収書と別紙様式第3号「実績報告兼助成金支払請求書」の提出があった後に支払いでよいのか。	事業内容(日付、補助対象物件の内容(機種名、台数、金額など)、交付対象者名(発注者名)、業者名など)が確定したことを書面(納品請求書、領収書など)で確認できれば支払いが可能となります。(なお、助成金の交付対象者への支払いについては、業者への支払い如何は問いません(条件ではありません。)). 業者への支払時期は交付対象者と選定業者との2者間の売買契約等での取り決めに基きますので、それに従って支払いは適切に行ってください。)	
63	その他	交付対象者に概算払いすることは可能か。	原則として、取組完了後に実績報告兼助成金支払請求書の提出を受けて、精算払いしてください。ただし、県規則・市規則で定めている場合には、概算払いすることも可能です。	
64	その他	成果目標を達成できなかった場合、どのような対応が求められるのか。	第6の1に記載しているとおり、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受け、実現可能な目標を立てるようお願いします。なお、達成できなかった場合は、第9の4の(3)に記載しているとおり、改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じるようお願いします。	

**令和7年度 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ
（経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠）
所要額調査Q&A（未定稿）**

番号 (全体)	分類	質問	回答	備考
65	その他	経営資源の有効利用に向けた取組（修繕・移設・撤去等）について、財産管理台帳での整理は必要か。	財産管理台帳での整理は不要です。 他方、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告することになっています（目標年度の翌年度まで報告）。 なお、「改良」に該当する取組については、経営発展に向けた取組での支援としており、財産管理台帳での管理が必要となりますので、ご注意ください。	
66	その他	居住していない市町村で就農する人は、就農地の市町村で要望するのか。	就農地の市町村に要望することが基本と考えますが、関係市町村が調整した上で居住地で要望することも可能です。	

※本要綱は、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業」です。